

第1回 義援金配分割合決定委員会 議事次第

平成23年4月8日(金)
13:30~15:30
於 厚生労働省 省議室

1 開会

2. 議事

被災都道府県への義援金の配分について

3. 閉会

【配布資料】

- 資料1：義援金配分割合決定委員会設置要綱
- 資料2：義援金配分割合決定委員会 委員名簿
- 資料3：義援金について
- 資料4：東日本大震災に係る被害の概要
- 資料5：現時点で集まっている義援金の金額
- 資料6：近年の大規模災害時の義援金配分例

東日本大震災の義援金第1次配分割合について (決定)

義援金配分割合決定委員会における審議の結果、東日本大震災の義援金の第1次配分として、被災都道府県に対して、以下の考え方により配分することが妥当である。

死亡・行方不明者 1人当たり 35万円

住宅全壊(焼) 1戸当たり 35万円

住宅半壊(焼) 1戸当たり 18万円

原発避難指示・屋内待避指示圏域の世帯

1世帯当たり 35万円

以上

平成23年4月8日

義援金配分割合決定委員会

会長 堀田 力

義援金配分割合決定委員会設置要綱

(目的)

第1条 東日本大震災に関して日本赤十字社、中央共同募金会並びに日本放送協会及びNHK厚生文化事業団を通じて全国各地から寄せられた義援金を被災都道県に配分するため、義援金配分割合決定委員会（以下「決定委員会」という。）を設置する。

(決定委員会の構成)

第2条 決定委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 義援金受付団体を代表する者
- (3) 被災都道県を代表する者

(決定委員会の所掌事務)

第3条 決定委員会は、被災都道県への義援金の配分方法について審議する。

(役員)

第4条 決定委員会に会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長は委員の互選により、副会長は委員の中から会長が指名し、選出する。

(役員職務)

第5条 会長は、決定委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めのないものについては、決定委員会において協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成23年4月8日から適用し、義援金の配分が完了し次第、廃止するものとする。

【 資料2 】

義援金配分割合決定委員会 委員名簿

1 学識経験者

副会長 高橋 公 (ふるさと回帰支援センター専務理事)
” 西崎 文子 (成蹊大学法学部教授)
会長 堀田 力 (さわやか福祉財団理事長)

2 義援金受付団体の代表者

服部 亮市 (日本赤十字社総務局組織推進部長)
中島 謙次 (中央共同募金会常務理事)
風谷 英隆 (日本放送協会視聴者事業局事業部長)
小熊 修次 (NHK厚生文化事業団常務理事)

3 被災都道県の代表者

北海道	青森県	岩手県	宮城県	山形県
福島県	東京都	茨城県	栃木県	群馬県
埼玉県	千葉県	神奈川県	長野県	新潟県

(注) 被災都道県とは、現時点で警察庁等が把握している東日本大震災に関連した「死者・行方不明」、「全壊・半壊・流失・全焼・半焼」被害が発生している都道府県とし、今後、上記被災都道県以外でも被害が発生していることが新たに判明した場合には、適宜追加する。

(敬称略)